

鳥取縣公報

昭和二十六年九月十日

外 月 曜 日

公 告

◆鳥取縣告示第四百十三号

昭和二十六年八月鳥取縣告示第三百九十八号をもつて公示した牛の流行性感冒予防に関する規則第二條の規定による移動を禁止する区域及び第二條の二の規定による牛を集合させる催物の開催を停止する区域に次の区域を追加する。

昭和二十六年九月十日

移動禁止区域

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氣高郡神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、
酒津村、日置村、日置谷村